

W01537763 号-1

平成 20 年 1 月 21 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 野井伸吾



## 平成 19 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

### 1. 一般事項

|        |                                 |                                      |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 依頼法人   | 日本原燃株式会社                        | 〒039-3212<br>青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108 |
| 監査名    | 平成 19 年度 第 2 回定期監査              |                                      |
| 監査対象部門 | (その 1) 品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考查室 |                                      |
| 監査場所   | 日本原燃株式会社 事務本館（六ヶ所村）             |                                      |
| 監査実施日  | 平成 19 年 11 月 28 日、29 日          |                                      |
| 担当監査員  | (ロイド・レジスター・ジャパン)                | [Redacted]、[Redacted]                |

### 2. 平成 19 年度 第 2 回 定期監査の視点

#### 2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

##### (1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

##### (2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

「室」部門及び再処理事業部の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

##### (3) 第 3 回定期監査(平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

(4) 第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する様を取り、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況の確認を行った。

(5) 第5回定期監査（平成18年度第1回）

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した（プロセス監査）。このプロセス監査は、従来の横糸的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦糸的な監査（業務プロセスを対象にした監査）を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

(6) 第6回定期監査（平成18年度第2回）

再処理事業部に対しては可能な限りアクティブ試験に係る対象分野を選定してプロセス監査を実施したが、「室」部門に対してはプロセス監査に関する格好の対象がないので、品質保証活動の基本活動に焦点を当てた監査を実施した。

(7) 第7回定期監査（平成19年度第1回）

定期監査が4年目になることを考慮して、再処理事業部及び「室」部門に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行って、各項目のP D C A展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価することとした。なお、事業部に対しては、これまで実施機会がなかった「現場監査」を取り入れることとした。

## 2.2 平成19年度 第2回定期監査(今回)の視点

基本的に第7回定期監査と同様の方針に基づいて『総括としての監査』を継続した。  
「室」部門に関する平成19年度第2回の監査視点は表1の通りである。

表1 「室」部門に関する監査視点（平成19年度 第2回定期監査）

①「改善策」の全項目を対象にした「総括としての監査」

「改善策」は、表2に示す広い分野に及んでいるので、平成19年度の第1回、第2回の定期監査で分割対応した。

注：「室」部門に関しては現場監査はない。

②前回監査結果のフォロー

定期監査においては、「今後のより優れた運用を期待する事項」が見出された場合、採否を被監査部門に一任する位置づけで、参考提言を行っている。当該提言を採択してフォローした部門に関しては、その状況を確認することとした。

実際には、前回の定期監査で提言事項の提起が生じていないことから、本項目は適用外であった。

**表2 「改善策」に係る分野**

| 大分類                           | 中分類                     | 小分類 |
|-------------------------------|-------------------------|-----|
| 1. トップマネジメントによる<br>品質保証の徹底    | 体制（組織）改善                | 3項目 |
|                               | トップマネジメントのコミットメント       | 5項目 |
| 2. 再処理事業部の<br>品質マネジメントシステムの改善 | 品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し | 5項目 |
|                               | 再処理事業部における品質保証関連組織の拡充   | 2項目 |
| 3. 品質保証を重視した<br>人員配置と人材育成     | 人員配置                    | 5項目 |
|                               | 人材育成                    | 4項目 |
| 4. 協力会社を含めた<br>品質保証活動の徹底      | 調達管理の徹底・強化              | 4項目 |
|                               | より良いコミュニケーションの確立        | 4項目 |

### **3. 監査の態様**

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、改善策を含む品質保証活動が意図する理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に紹介を受けることとした。

なお、「現場監査」に際しては、監査対象業務に係る規定文書類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### **4. 評価の基準**

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ①品質保証体制の改善策
- ②改善策に係る実施業務を律している社内規定（品質保証計画書、手順書等を含む）
- ③JEAC 4111-2003

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示した。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起することとした。

| 区分   | 定義   |
|------|--|
| 指摘事項 | 要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。  |
| 観察事項 | 規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。              |
| 提言事項 | 規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後より優れた運用を期待して参考提言する事項。<br>提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。 |

## 6. 監査結果

「室」の監査対象部門に対する監査結果の詳細を添付一1に記載した。監査の日程と出席者を添付一2に示す。

「室」部門に対する総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、「総括としての監査」の結果については「全体総括編（W01537763号-0）」を参照して頂きたい。

### ① 「指摘事項」及び「観察事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいすゞの部署にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。ルール／手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると見なせる。なお、事象としては極めて軽微なものであるが、「提言事項」を1件提起した。参考にしていただきたい。

### ② 「品質保証に係る活動」のP D C Aの展開が維持・継続されている。

これまでの定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のP D C Aの展開状況について継続的な監査を実施してきた。P D C A展開はいろいろな局面で評価することになるが、各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定文書類の制定・改正の実績をP D C A展開のバロメーターにすることができる。但し、「室」部門は、その性格からP D C A展開を支援し糸口となる活動として評価することになる。例えば、事業部・室間の水平展開検討会の推進、安全第一で風通しのよい風土作りに注力する品質保証マネジメント会議などである。P D C A展開マインドは維持・継続されており、「室」部門の全体として、品質システムは良好に機能していると判断する。

また、品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みについて引続き良好に展開していることを確認した。

③ 小集団活動が精力的に推進された。

「改善策」の一項目として JNFL 全社大で推進された小集団活動は、社長の支援、ならびに全社事務局としての品質保証室と事業部の精力的な対応によって今年度の全社発表会が成功裏に終了した。若年／中堅層が抱く繁忙感の中で、ボトムアップ形の小集団活動を意義ある形で継続させるには、次なる工夫が必要であろう。期待したい。

④ 「改善策」の自律的展開が始動している。

「室」部門と再処理事業部に課せられた「改善策」の対応が 4 年目に入っていることから、改善策の理念を受け継いだ次のステップへの展開が望まれるところであるが、既に自律的展開が開始されている。例えば、全社品質マネジメントシステムの構築に係わるタスクフォースの創設、業務の見える化プロジェクトの発足、安全文化推進委員会の設置などである。こうした動きは、再処理事業部が推進する「本格操業に向けた課題に取り組む業務統合タスク」の活動と密接に連動して行くものと期待する。

以上

## 「室」 部門に関する監査結果 (部門別の詳細版)

## 平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果（「室」No. 1）

|  |  |                 |
|--|--|-----------------|
| 被監査部門  | 品質保証室 品質保証 G                                 | 備考<br>(参照規定類、等) |
| 監査実施日  | 平成 19 年 11 月 28 日、29 日(小集団活動発表会) N<br>(実地監査) |                 |
| <b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>   |  |                 |
| <p>トップマネジメントレビューは、品質目標を含む業務目標をレビューする「社長診断」の形で四半期ごとに実施されており、品質保証室が事務的機能を果たしている。今回の監査では、品質保証室に対する 2007 年度第 1 回(2007.7.25) 及び第 2 回(2007.10.29) 社長診断の記録を閲覧した。第 1 回社長診断における指示事項は、処置部署及び期限等が明示された「2007 年度第 1 回トップマネジメントレビュー結果の処置管理表」に取りまとめられ、確実に処置されていることを確認した。</p> <p>また、第 2 回社長診断におけるインプット情報として前回までの社長診断におけるフォロー実施結果が含まれており、これらの事項についても確実に報告されていることを確認した。第 2 回社長診断は、延べ 4 日間をかけて実施されている。多忙なスケジュールの中、本レビュー活動が重要であるとの意気込みを感じられる。</p> <p>なお、今年度より、これまでのレビュー記録に加え、レビュー時に行われた議論の概要が添付されるようになった。社長を含むマネジメント層の発言が記載されており、これまで以上に、有益なレビュー記録になっていると評価できる。</p>  |  |                 |
| <b>2. ヒューマンエラー防止のための小集団活動</b>  |  |                 |
| <p>現在、全社大で 220 を越えるグループが活動を継続している。例えば再処理事業部では「ヒューマンエラー防止」を主要テーマにしているが、それ以外の事業部等では、テーマに対する制限を設けず、小集団活動の定着自体に重点を置いた活動となっている。</p> <p>小集団活動の実施は、業務に対する繁忙感から、ともすると停滞しがちとなることが多い。品質保証 G では、この点を考慮し、小集団活動のキーパーソンである世話人(濃縮事業部／埋設事業部／室関係を対象)との意見交換会を開催している。今回の監査では、2007.7.17 に開催された議事録を閲覧した。本会議の中で、世話人への教育をするとともに、役割(活動の意義の理解、メンバーへの動機付け)についても議論されており、小集団活動の活発化に向けて努力している状況が感じられた。</p> <p>上記の活動に加え、小集団活動への啓蒙を目的として、小集団活動に係るいろいろな情報を各事業部の担当責任者にメール送付されている。</p> <p>また、各部署で実施されている小集団活動に関連する会議等に社長自らが積極的に参加し、参加メンバーに小集団活動の重要性について話しをされる等の活動は、小集団活動の活性化に寄与するものと評価できる。</p> <p>今回、偶然にも小集団活動 全社発表会(2007.11.29)の発表状況を見学する機会を得た。社長以下経営層メンバーが出席されており、100 名を超える参加者のもと、自らの職場が有する課題解決に対して、パソコンを利用した分かり易い発表がなされていた。また、発表後の質疑応答も活発に行われていた。今後、本活動が定着したものになることを期待する。</p> |  |                 |

### **3. 品質保証マネジメント会議**

品質保証マネジメント会議の一環として、「再処理アクティブ試験の再開に当たってのマネジメント会議(2007.9.5)」が開催されている。冒頭に社長よりアクティブ試験の第4ステップから再処理事業の操業に向け、全社一丸となり行動するようにとの要望が述べられている。また、安全第一の仕事、何でも語れる風通しの良い職場風土作り及びコンプライアンスの徹底等、今後の活動の方向性が明確に示されていることを議事録より確認した。

再処理アクティブ試験の再開に当たってのマネジメント会議議事録  
品証 B4-07-025-R00

### **4. 品質保証に係る顧問会**

品質保証に係る顧問会が、平成19年10月4日に開催された。本会議は、社長以下全事業部の品質保証に係るメンバーが参画し、顧問の方々からの意見を頂く会である。今回は、3時間以上の時間をかけ、前回のアドバイスに対するフォロー状況、現在のJNFLの品質保証活動の説明、業務の見える化プロジェクトの推進状況及び安全文化醸成に向けた取組み等幅広い議事内容について意見交換がなされていることを確認した。

第8回品質保証に係る  
顧問会議事録(詳細版)  
品証 B3-07-006-R00

### **5. 管理者レベルの連絡会**

当社及び協力会社の管理者クラスが課題解決に向け認識の共有化と連携を図る目的で開催される管理者レベルの連絡会は、年4回のペースで開催が計画されており、前回の定期監査以降では、第23回(平成19年8月22日)が開催されている。

第23回管理者レベルの  
連絡会議事録  
品証 B4-07-023-R00

本会議の主要テーマは、安全文化の醸成及び言い出しやすい職場風土の醸成に向けた各社の取組み状況を把握するとともに、その徹底を促すことを目的としたものである。各社メンバーも積極的に発言していることを議事録より確認した。今後、その意見が有効に活用されることを期待する。

その他、言い出しやすい職場風土の醸成に向けた意見や各社の取組みを聞くために、関連9社の個別訪問を実施していることを確認した。

協力会社からの意見・要望等に対するJNFL関係部署による処置結果を通知するツールとして、「意見・要望等」情報管理データベースが運用されている。これに加えて、34社の協力会社(委託会社)に対して個別訪問を行い、意見・要望を収集する活動が継続して行われている。この活動により収集された要望事項は「協力会社意見・要望等情報管理表」に取りまとめられ、その対応状況が協力会社に伝達されている。協力会社とのコミュニケーションの改善にも繋がる活動として評価できる。

### **6. 安全文化推進委員会**

平成19年8月31日の青森県との会合での三村知事からの申し渡し事項として、「再処理施設における耐震計算誤りの原因がコンプライアンス重視の職場風土が醸成されていなかった」ことであり、JNFLとしてもこの課題に前向きに対処するようにとの要望を受け、安全文化推進委員会が設置(平成19年9月12日)された。本委員会は、JNFL内のコンプライアンスの徹底及び風通しの良い職場風土の醸成を目指すものであり、社長以下経営層のメンバーで構成された会議体である。

安全文化推進委員会  
規程  
規程第79号

### **(第三者監査所見)**

上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 「室」No.2)

|  |                       |                 |  |
|--|-----------------------|-----------------|--|
| 被監査部門  | 品質保証室 品質計画G           | 備考<br>(参照規定類、等) |  |
| 監査実施日  | 平成19年11月28日<br>(実地監査) |                 |  |
| <b>1. 業務の見える化プロジェクト</b>  |                       |                 |  |
| <p>品質保証体制の改善策の自律的展開として、一般管理部門も含めて全社的に業務の質をさらに向上させ、かつ室・事業部間の組織・職位間のインターフェースのリスクを回避することを目指した「業務の見える化プロジェクト」が本年5月に発足した。品質保証室長を推進責任者として、各室／事業部の代表者（部長クラス）及び実務者クラスで体制を構成しており、品質計画Gが事務局を担っている。</p> <p>第1回プロジェクト会議（平成19年7月6日）の会議録を閲覧すると、メンバーが目的を確認し、ペクトルを合わせてキックした状況が読み取れる。第1段階として業務フローを作成することにしているが、その作成要領や使用する様式が明確化され徹底されており、事務局機能が適切に發揮されていることを確認できた。</p> <p>（注）会議の過程で、「業務フローとマニュアルとの対応」及び「二重管理の危惧」などが提起されている。</p> <p>QMSの基本としては、業務のルール／手順は先ず文書化（マニュアル化）であり、便宜のために可視化したものがフロー図である。ルール／手順を変更（改正）するのは、先ず文書を改正し、次に文書と整合するようにフローを修正することになる。</p> |                       |                 |  |
| <b>2. 事業部・室間 水平展開検討会</b>   |                       |                 |  |
| <p>不適合等管理要則に基づく会議体であり、社内外のトラブル事例等について、各室・事業部の課長級技術者が情報を共有することを目的に設置された。品質計画Gが事務局機能を担っている。</p> <p>2回/月のペースで実施されており、2007年度第13回（10月2日）、及び第14回（10月16日）の会議録を任意抽出で閲覧した。提供された各種の情報の中で、JNFLでの水平展開の要否、及び担当部門が定められている。発足の趣旨に沿った仕組みが定着していると判断する。</p>  |                       |                 |  |
| <b>3. 全社品質マネジメントシステムの構築（品質保証規程の改正）</b>   |                       |                 |  |
| <p>4種類の施設保安規定が運用されている状況において、保安に係る品質保証計画が室・事業部ごとに策定されており、今後とも事業部間の品質保証計画の整合性を確保することを目的として、保安に関する文書体系を見直し、品質保証規程を改正するプログラムが展開されている。改善策の自律的展開みなせるものであり、品質・保安会議（第35回、平成19年8月10日）での審議を経て、タスクフォースを構築している。既に見直しのスキームは固まっているが、既存規定類との融和・整合・統合を図りながら慎重に展開されることを期待する</p>   |                       |                 |  |
| <p><b>(第三者監査所見)</b><br/>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>  |                       |                 |  |

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 「室」No.3)

|   |                       |                 |  |
|---|-----------------------|-----------------|--|
| 被監査部門   | 品質保証室 品質監査G           | 備考<br>(参照規定類、等) |  |
| 監査実施日   | 平成19年11月28日<br>(実地監査) |                 |  |
| <b>1. 内部品質監査の実施状況</b>   |                       |                 |  |
| <p>年度計画に基づいて品質監査Gが実施する内部品質監査に関して、濃縮事業部を被監査部門とした実施状況を抽出し、下記の図書を閲覧しつつ監査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2007年度 品質保証室の業務／品質目標の具体的展開</li> <li>■ (濃縮事業部に対する) 監査実施計画書 (品証 B1-07-025-R00)</li> <li>■ (濃縮事業部に対する) 監査報告書 (品証 B1-07-050-R00)</li> </ul> <p>監査実施計画書には、被監査部門の詳細、監査範囲、監査基準、監査チーム員、ならびに監査方針等が記載されている。</p> <p>監査報告書には、監査結果の詳細が記載され、該当した場合の「提言事項」と共に「良好事例」をも特記するようになっている。</p> <p>提起した「提言事項」は、判断根拠の明示、責任の所在の明示などに係る事項であり、QMSの観点で妥当なものである。</p> <p>(注) 提言を受けた濃縮事業部では、その対応を迅速に行った事例があり、LRJ監査チームがその状況を確認できた場面もあった。JNFLの内部品質監査システムが良好に機能している証の一端として特記しておきたい。</p> <p>監査では実態を把握することが重要であるため、「準備された受審」を回避すべく「監査対象事項の抜打ち性」に留意すべきであり、従前より進言してあった。濃縮事業部に対する品質保証室の監査では、監査事項の70%以上に抜打ち性を適用したことである。</p> <p>受審部門の要望に基づいて、品質保証室による内部監査と事業部として実施する内部監査の実施日を同一日にする配慮が行われている。この場合、既に品質監査Gが自覚していることではあるが、「品質保証室が行う監査の役割りと視点」を明確にすることが求められる。検討結果を期待したい。</p> |                       |                 |  |
| <b>2. 内部品質監査の受審状況</b>   |                       |                 |  |
| <p>品質保証室自体は他部門に所属する監査員による内部品質監査を受審している(平成19年2月1日)。観察事項と提言事項をそれぞれ2件ずつ受けているが、「監査結果フォローアップシート」による対応を行い、フォローアップ監査員による確認を受けている。適切な管理プロセスで展開していると評価できる。</p> <p>(注) 品質保証室を担当した監査員は、非常に優れた視点で観察しており、観察・提言事項の捉え方も極めて適切である。監査実施担当の品質監査Gとして、監査モデルの一端にすると良い。</p>  |                       |                 |  |
| <p><b>(第三者監査所見)</b><br/>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>   |                       |                 |  |

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 (「室」 No.4)

|  |                 |                 |  |
|--|-----------------|-----------------|--|
| 被監査部門  | 業務管理室 能力開発G、人事G | 備考<br>(参照規定類、等) |  |
| 監査実施日  | 平成19年11月28日     |                 |  |
| <b>(実地監査)</b>  |                 |                 |  |
| <p><b>1. 教育履歴管理システム（能力開発G）</b></p> <p>前回の監査(平成19年8月7日)時において、教育履歴管理システムが全社大への運用に至ったことを確認した。一方、当該システム中に規定されている教育項目の分類は、再処理事業部がかつて採用していた分類項目を継承していたため、他事業部から使いづらい等の意見が寄せられていた。</p> <p>これを受け、能力開発Gでは教育項目分類の変更についての各部門の意見を聴取するため、各事業部の担当部署宛に調査依頼を行っている。本調査に対する各事業部からの回答は既に入手しており、これらの結果に基づいて、現在、教育項目の分類等の改正についての方針を検討中である。</p> <p>ところで、別部署の監査時において、業務の関連から保安教育に係る記録は当該システムと別管理であるとの説明を受けた。保安検査との関連があることから、容易に当該システムへの一元化が有効か否かを判断することは早計であると考えるが、本システム中への個人教育履歴の一元化メリットとの関係も踏まえ、JNFLとしての方向性を検討することは意味のあるものと考える。</p> |                 |                 |  |
| <p><b>2. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用（人事G）</b></p> <p>「平成31年でプロパー社員90%」という長期達成目標に向けて有能な人材の採用活動が継続されている。これは、将来のJNFLの品質活動を担う人材の定着化を図るものである。近年まで40名/年の割合で新規採用が行われてきたが、平成20年度については、これを上回る採用を行っているとのことであった。</p> <p>また、近年、プロパー社員が管理職層となりつつある現状を受け、単に改善策で宣言したプロパー化率の向上だけではなく、計画的な育成を推進していく観点から、人事部と企画部が事務局となる「人材基盤整備W/G」の設置が経営層の了承のもと、実質活動に向け準備が進行中であることを確認した。</p>   |                 |                 |  |
| <p><b>3. 業務評定による力量の明確化（人事G）</b></p> <p>管理者層に対して年1回、一般職層に対して年2回の業務評定が計画されているが、一般職層に対しては平成19年度上期分(H19年4月～9月)の評定が終了し、関係部署にフィードバックされたとの説明を受けた。</p>   |                 |                 |  |
| <p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>上記の監査範囲において、改善策に沿った活動が定着していると判断する。</p>  |                 |                 |  |

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 (「室」No. 5)

|   |             |                 |  |
|---|-------------|-----------------|--|
| 被監査部門   | 業務管理室 資材管理G | 備考<br>(参照規定類、等) |  |
| 監査実施日   | 平成19年11月28日 |                 |  |
| (実地監査)  |             |                 |  |
| <p><b>1. 調達先管理の強化</b></p> <p>改善策に基づいて、調達先の財務状態、品質保証、コンプライアンス／安全文化に対する取組、及び教育訓練計画等に係る調達先評価を実施することが資材契約事務要則、及び取引先管理要領に規定されている。</p> <p>資材管理Gでは、これらの情報を取引先管理DBとして整備しており、2年ごとにデータ更新・追加を実施している状況を、監査チームとして既に確認済である。評価の基準は取引先管理要領に規定されており、評価に個人差は生じないと思われる。</p> <p>本年度はデータ更新・追加の該当年度ではなく、来年度には過去2年間に取引の生じた約300社についてサーバランスとしての評価が行われる予定である。</p> <p><b>2. 業務フローの作成</b></p> <p>前述の「業務の見える化プロジェクト」の活動として、資材管理Gの業務フローが作成されたので、業務のセルフチェックに活用が期待される。当座、出向者教育において、業務紹介としても活用されている。</p> |             |                 |  |
| <p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善策に沿った活動が定着していると判断する。</p>  |             |                 |  |

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 「室」 No. 6

|   |                |                 |  |
|---|----------------|-----------------|--|
| 被監査部門   | 考査室            | 備考<br>(参照規定類、等) |  |
| 監査実施日   | 平成 19年 11月 29日 |                 |  |
| (実地監査)  |                |                 |  |
| <p><b>1. ダイレクトライン制度の運用（考査室）</b></p> <p>「ダイレクトライン制度」は、品質保証体制の改善策の一つとして設定された活動であり、法令等社会規範に抵触する恐れのあるJNFL関連情報を広く受け付け、適切な対応を図ることを目的とした制度である。運用に当たっては、JNFLの社内各所に当該制度に係るポスターが掲示されるなど、本制度の周知徹底が図られている。</p> <p>本制度は、平成15年度より運用が開始され、現在に至っている。この過程において、平成16年度から17年度にかけて、提出事案数が増加し、これらに対しては、規程に従った適切な処置がなされたとの説明を受けた。</p> <p>一方、本制度運用開始からこれまでの過程で、JNFLによる品質保証活動及びコミュニケーションの改善に関するさまざまな方策が実行されたこともあり、近年、受付け事案件数は減少傾向にある。このような状況から見て、品質保証体制の改善策の一つとして提案され実行してきた本制度は、一定の役割を果たしていると理解できる。</p> <p>今年度はこれに加えて、JNFL全社に対する考査活動の中で職場統制及びモチベーション等についての意見聴取を図ることが計画され、平成19年7月以降、副長、主任クラスのプロパー社員を中心に、約200名強の社員から意見聴取を継続中であることを聞き取りにより確認した。</p> |                |                 |  |
| <p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>上記の監査範囲において、改善策に沿った活動が定着していると判断する。</p>   |                |                 |  |

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 (「室」No. 7)

|  |                                 |                 |
|--|---------------------------------|-----------------|
| 被監査部門<br>監査実施日   | 広報・地域交流室 広報部 総括G<br>平成19年11月29日 | 備考<br>(参照規定類、等) |
| (実地監査)   |                                 |                 |
| <b>1. 広報活動の推進</b><br>広報活動が定着している状況を、下記のエビデンスで確認した。   |                                 |                 |
| ① <b>広聴政策会議</b> (第9回、平成19年9月10日)<br>再処理工場が操業を迎える状況において、広報戦略(企画)を主たる議題として討議が行われている。経営幹部が意見を出し合って熱心に討議されている様子が会議録から読み取れる。<br>なお、広報活動の重要性に鑑みて、規定に基づいた年間4回程度の開催が期待されている。   |                                 |                 |
| ② <b>地域会議</b> (平成19年度 第1回、平成19年10月11日)<br>地域会議は、JNFLが地域から信頼される企業になることを目指して、経営層が直接に地域の意見・指摘などを聞かせもらうものである。<br>耐震計算誤入力問題やアクティブ試験の状況などについて資料による説明が行われ、委員各位からの意見等が述べられている。<br>委員各位からの意見等については、フォローリストにまとめられ、対応方針が記載されている。(次回の広聴政策会議において報告される)。 |                                 |                 |
| <b>2. 協力会社等への情報発信</b><br>協力会社との双方向コミュニケーションの一環として、電光掲示板及びメールマガジンによる情報発信が継続実施されている。   |                                 |                 |
| <b>(第三者監査所見)</b><br>上記の監査範囲において、改善策に沿った活動が定着していると判断する。   |                                 |                 |
| <b>(提言事項)</b><br>広聴政策会議の会議録には、討議された内容が必要十分な程度に記載されており、結論を推察することができるが、やはり『結論』を明示しておくことが望まれる。  |                                 |                 |

平成 19 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者  
(「室」部門)

| 実施日    | 実施時刻        | 被監査部門等   | 実施内容         | 出席者  | 実施場所        |
|--------|-------------|----------|--------------|--|-------------|
| 11月28日 | 9:30~9:50   | 全被監査部門   | オープニングミーティング | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>事務局:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED] | 事務本館<br>701 |
|        | 10:00~12:00 | 品質保証室    | 監査           | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        | 13:00~15:00 | 品質保証室    | 監査           | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        | 15:00~17:00 | 業務管理室    | 監査           | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        | 9:30~10:00  | 考查室      | 監査           | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        | 10:00~11:00 | 広報・地域交流室 | 監査           | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        | 16:00~17:00 | 全被監査部門   | クロージングミーティング | 対応者:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]<br>事務局:<br>[REDACTED]<br>[REDACTED]   |             |
|        |             |          |              |  |             |
|        |             |          |              |  |             |

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする(日本原燃)。